

議案第 7 6 号

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項を次のように改める。

6 この条例において「電子資格確認等」とは、社会保険関係各法に規定する電子資格確認等をいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

7 この条例において「資格確認書等」とは、健康保険法第 5 1 条の 3 第 1 項に規定する書面又は同条第 2 項の規定により同条第 1 項の厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものをいう。

第 6 条中「社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認又は被保険者証等の提示」を「電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 4 条第 1 項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）のうち重度心身障害者等としてその認定を受けた者は、次条第 3 項第 1 号又は第 2 号に係る福祉医療費の支給を受けようとするときは、前項の確認を受ける際に、健康保険法施行規則（大正 1 5 年内務省令第 3 6 号）第 5 8 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを電子資格確認等又は減額認定証若しくは資格確認書等の提示により示さなければならない。

第 7 条第 1 項中「第 4 条第 1 項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

第 1 項の規定にかかわらず、受給資格者のうち重度心身障害者等としてその認定を受けた者が前条第 2 項の規定により健康保険法施行規則第 58 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを示さなかったときは、次に掲げるものに係る福祉医療費は支給しない。

第 8 条第 1 項中「受給資格者が医療機関等で受給資格者証を提示して、医療」を「受給資格者が医療機関等で医療」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

理 由

健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 （略） 2～5 （略） <u>6 この条例において「電子資格確認等」とは、社会保険関係各法に規定する電子資格確認等をいう。</u> <u>7 この条例において「資格確認書等」とは、健康保険法第51条の3第1項に規定する書面又は同条第2項の規定により同条第1項の厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものをいう。</u> （受給資格者証及び減額認定証の提示） 第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、<u>電子資格確認等、資格確認書等の提示その他被保険者資格を確認できると認められる方法により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに受給資格者証を提示しなければならない。</u> _____ _____ _____ _____ <u>2 第4条第1項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）のうち重度心身障害者等としてその認定を受けた者は、次条第3項第1号又は第2号に係る福祉医療費の支給を受けようとするときは、前項の確認を受ける際に、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第58条第1号から第3号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを電子資格確認等又は減額認定証若しくは資格確認書等の提示により示さなければならない。</u>	（定義） 第2条 （略） 2～5 （略） <u>6 この条例において「電子的確認」とは、医療機関等が保険者に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。</u> （受給資格者証及び減額認定証の提示） 第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、<u>社会保険関係各法の規定に基づく電子資格確認又は被保険者証等の提示</u> _____ <u>により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに受給資格者証を提示しなければならない。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する支給対象者が、次条第3項第1号及び第2号の金額について福祉医療費の支給を受けようとする場合には、共に減額認定証を提示しなければならない（医療を受けようとするときに食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）。</u>

（福祉医療費の支給対象額）

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、受給資格者
が医療機関等に支
払うべき一部負担金とする。

2 （略）

3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者のうち重度心身障害者等として
その認定を受けた者が前条第2項の規定により健康保険法施行規則第58
条第1号から第3号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを
示さなかったときは、次に掲げるものに係る福祉医療費は支給しない。

（1）・（2） （略）

（福祉医療費の支給）

第8条 第6条の規定に基づき、受給資格者が医療機関等で医療
又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医
療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、
その者が当該医療機関等に支払うべき費用を、当該受給資格者又は保護者
等に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2～4 （略）

（福祉医療費の支給対象額）

第7条 福祉医療費として支給対象となる額は、第4条第1項の規定により
市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が医療機関等に支
払うべき一部負担金とする。

2 （略）

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号に該当する
受給資格者が医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったと
き（医療を受けようとするときに食事療養標準負担額の減額に係る認定を
受けていることの電子的確認を受けることができた場合を除く。）は、次
に掲げる金額は支給しない。

（1）・（2） （略）

（福祉医療費の支給）

第8条 第6条の規定に基づき、受給資格者が医療機関等で受給資格者証を
提示して、医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医
療費として当該受給資格者又は保護者等に支給すべき額の限度において、
その者が当該医療機関等に支払うべき費用を、当該受給資格者又は保護者
等に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2～4 （略）